

参議院大蔵委員会會議録第二号

平成七年十一月九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月十九日

大脇 雅子君

補欠選任

川橋 幸子君

大脇 雅子君

十月二十日

川橋 幸子君

大脇 雅子君

十月三十日

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

十月三十一日

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

十一月九日

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

十一月九日

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

○委員長(片山虎之助君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武村大蔵大臣。

○国務大臣(武村正義君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢にかんがみ、株式市場の活性化の観点から、上場会社等による利益をもつて株式の消却の促進を図るため、上場会社等が株式の利益消却を行った場合のみならず、配当についても、特例措置を講ずることとし、本法律案を提出させていただきました。

まず、上場会社等が利益をもつて株式の消却を行った場合には、その消却された株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額については、みなし配当課税を行わないこととしております。なお、法人株主については、受取配当として申告することを選択できるものとしております。

公開買付けによる株式の消却に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本等の金額に対応する金額を超える部分の金額については、みなし配当課税を行わず、株式の譲渡による所得として課税することとしております。

これらの措置につきましては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、利益をもつて株式の消却を行った場合について適用することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容でございます。

どうぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。まず、御審議の上、速やかに御賛同ください。

○委員長(片山虎之助君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○猪熊重三君 私はいきょう、租税特別措置法の改正案の審議ですが、同じ租税特別措置法の条項の中で、六十九条の四、すなわち相続税課税のための相続財産の評価に関する特例についてお伺いしたいと思っております。

御承知のとおり、この条項は昭和六十三年十二月に創設された規定でありまして、同年十二月三十一日以降に相続により取得した財産の課税価格の算定に適用されることになっております。中身は、相続開始前三年以内に取得した土地、建物については、原則としてその取得価格を課税価格として相続税を賦課するという趣旨の規定でございます。

この規定が設けられた趣旨については、御承知のとおり、いわゆるバブル景気によりまして地価が異常に高騰し、不動産に対する相続税課税の評価の原則である路線価と実勢価格との間に非常に落差が生じている。路線価の方が低く実勢価格の方が高いという状況を前提にして税法上の処置をうまくやると相続税が実質的に回避できるといふことの抜け道をふさぐという趣旨の規定であります。土地がバブル経済で少なくとも同水準でいくとあるいは高騰している場合には、この規定が今申し上げた相続税回避を防止するという効果があらわれて大変よい法律だったわけですが、バブルが崩壊して土地価格が下落するという状況になつてくると、この特例がとんでもない結果を招いてくる。

と申しますのは、三年以内に取得したけれども、取得した土地が相続開始時点において取得価格の半分に下落してしまう。ですから、相続のときには実勢価格、ところが取得価格がその二倍の価格だということになると、一千万の土地を相続

したにもかかわらず、買った値段が二千万だと二千万として評価されるということになりまして、非常に相続税の税額が過重になり過ぎるという問題が生じてきたわけです。それはきのうきよう生じたのではなくて、バブル崩壊後、このころもう二、三年間、もう少し長ければ三、四年間そういう状態が続いている。

このような状況のもとにおいて、過日、十月十七日、大阪の地方裁判所においてこの特例に関連する判決がなされたわけです。これは先生方も新聞等で御承知のことと思いますが、いろいろ税務当局から数字を聞くとき時間がかりますので簡単に私の方から申し上げさせていただきますが、この事案では、堺税務署長が認定した相続財産の価格総額は二十四億一千円余、これに対する課税額は十四億三千円余なんです。これに対して、当事者である要するに相続人の方から、相続財産の価格は時価によって評価すれば十一億二千万円余である、したがって私にかかると税金は五億六千万円余であるべきだと、こういう訴訟が起されたわけです。

ですから、税務署の方はあなた二十四億も相続したよというのに対して、私が相続したのは十一億ですと。二十四億だと税金は十四億だよというのに対して、十四億払うんじや私の相続した財産十一億よりも三億税金が、相続で取得した財産の価格十一億を超える十四億の相続税というのはどういうことなんだというので、その取り消しを求めたわけです。

大阪地裁の判決は、堺税務署長のこの数字の相続税評価は間違っているということで、相続人、すなわち原告の申し立てである相続財産の価格は十一億二千万円余だと、したがって相続税は五億六千万円余だということで、原告の言い分をほとんど全部認めたんです。要するに、堺税務署長が租税特別措置法六十九条の四によって評価したこの金額はだめだと、全然実勢価格を反映してないからだめだということではと原告の申し立てを認めたわけです。

この判決に対して、まず国税当局としてはどのように受けとめているのか、そしてこの判決に対してどのような対応をとったのか、お伺いしたいと思っています。

○政府委員(内野正昭君) お答えいたします。

先生御指摘の判決によりまして、相続により取得した全財産をもつても相続税額に足りないという事実認定を行っておりますけれども、私どもといたしましては、この事実認定には疑問があるというふうに考えておりまして、控訴して高裁の判断を仰ぐこととしたところでございます。

○猪熊重二君 そうすると、要するに裁判所が、この特例を用いることはできないと。もしこの特例を用いるようなことになって相続財産の価格よりも相続税額が多いような税金を課することは、相続税の名のもとに国家が収奪することになると。そしてこのような堺税務署長の処置は憲法違反の疑いが非常に濃いと。したがって、この特例をこのような場合に適用することは、本来的に法律の予定していないところであるから本件に適用しかならぬ、この租税特別措置法の六十九条の四を適用してはならぬと言っている。この判断に対しては税務当局としてはどう考えているんですか。

○政府委員(内野正昭君) ただいまの先生の御質問につきましては、判決では相続財産を超える相続税額になっておるという判断をしておりますけれども、私どもの試算等によりまして、相続財産を超える相続税額にはなっていないとの計算をしております。この点について高裁で具体的に主張を立証してまいりたいということでございます。

○猪熊重二君 私の質問にあなた全然答えていないじゃないか。私が質問したのは、裁判所のそういう法律判断に対して国税当局としてはどう考えているかということをお伺いしているんです。それに対して、いやそれはだめなんだとか、その裁判所の判断はいいとか悪いとか、それをまず答えてください。

○政府委員(内野正昭君) 先生は直接の答えになつていないということでございますけれども、私どもは、相続税の税額が相続財産の総額を仮に上回っているというような場合につきましては、立法的な問題が出てまいろうかと思っておりますが、執行当局の国税庁といたしましては、相続税の総額が相続財産の総額を上回っていないという事実認定をしております。この点について具体的に争ってまいりたいということでございます。

○猪熊重二君 あなたそう言うけれども、そんなことは、今あなたが言ったような不服申し立ては一番では全然主張していないんですよ。あなたも判決見ている、私も判決見ている。判決の事実記載によれば、国税当局が大阪地裁において言っていることは、租税特別措置法六十九条の四は合理的な立法なんだから、これで計算したんだから間違いないんだと。相続税の実勢価格が幾らであるとかないとかなんというところについては全然主張していないんだ。一番で主張しているのは、この法律を適用すれば時価の二倍であるうが三倍であるうが、そこまでは書いていないけれども言っている趣旨は、この法律を適用すればいいんだと。実勢価格は幾らだ、どうだなんだということは一審じゃ何にも言っていないんです。

負けたら今度は、じゃ実勢価格が幾らなんだと。うだと、それを不服申し立ての理由としている。そんなものは一般的に言えば、訴訟手続上、一番で言ってもせぬで、今になって実勢価格は判決の認定価格よりも高いとか低いとか。もしその実勢価格が、あなたが言うように、国税の方で課税しようとしている十四億三千円よりも上になればいいけれども、やっぱりそれでもそうじゃないんだと、十一億だということになったときには、幾ら不服申し立てして争ったからといって、要するに十四億の課税価格よりも実勢価格が低いということになった場合にどうするんですか。

○政府委員(内野正昭君) 今の先生の御質問にお答えしたいと思いますが、私どもの試算によりまして、税務署の賦課いたしました相続税額十四億

強の総額を上回る資産価額を納税者は保有していたという事実認定を行っております。

○猪熊重二君 それじゃまあいいわ。十四億から上回る、うまくあなたが念願しているような実勢価格が出てくればいいけれども、先ほど私が言ったのは、それでも出てこないときにはどうするんだというのを申し上げたんだから、実勢価格が判決の認定価格よりも上だと下だとかちやうどいいとかいうことを論ずること自体が、そのこと自体が六十九条の四の、三年以内の場合には取得価格によりというこの法律の原則とは矛盾するじゃないですか。

一審じゃこの法律が正しいんだ法律が正しいんだと言つておいて、負けたら今度は実勢価格が裁判所の認定価格より上だと。上は上でいいですよ。だけれども、もしこの法律を適用するだけだったら、実勢価格が判決の認定価格よりも上だと下だとかなんというのはいくらにも必要のない論理なんです。それにもかかわらず、実勢価格が課税価格十四億よりも上回ればいいんだというだけの論法で訴訟をやっているんだとすれば、じゃ、その訴訟で、あなたが言うように、十一億じゃなくて十四億を超えた超えた、それはいいけれども、それじゃ十四億を超えたらそれを基準にして課税することはいいんですか。だとしたら六十九条の四はすつ飛んじやうんです。不適用ということになるんじゃないんですか。その辺はどう考えているんですか。

○政府委員(内野正昭君) その点につきましては判決の中でも、先生十分この判決をお読みいただいていると思いますが、私どももいたしましては、本件特例は法令自体を憲法違反とすることはできないと判決の中で判示しております。ただ本件につきましては、裁判所の認定によりまして、先ほど申し上げましたように、相続税額が相続財産額を上回つておる、こういつたような本案のような場合に本特例を適用することはできないという判示を行つておるわけです。

やはり事実の認定の問題というふうな執行当局として受けとめて控訴をした次第でございます。
○猪熊重二君 ほかの会派の質問がなくてお急ぎのようなことなんで、大蔵大臣、私の意見を申し上げて大臣の所見をいただきたい。

どういふことかという、確かに租税特別措置法六十九条の四という条項は、国会で法を制定したときには、相続税を許さないための法律として必要だし、妥当な立法だった。しかし、つくったときには地価が上がることはあつても下がるなどという事を予想していなかったにもかかわらず、こういう事態になつてきて、これをそのまま機械的に適用すると、親からもつた財産よりももつと余計税金払えなんというおかしなことになる。こんなのがおかしいということはもう大蔵大臣だつて、相続したら相続財産を全部物納したつてまだ借金が残るなんというふうなことはあり得ないことです。

裁判所が、せっかくなつておかしなけれども、この六十九条の四という法律自体は憲法に違反しない、そういう必要があつてきた法律だから憲法には違反しない、しかしこの法律を機械的に適用すると今言つたようなとんちんかんな事態が生じてくるよ。こんなところまでこの法律は予定していないんだから、この判決は逆転、要するに実勢価格よりも税金が多いような場合はこの法律は適用することはできないんだ、この法律はそこまでカバーしていないんだ。そういうときには原則に返つて、路線価でやるなり、実勢価格をどういふふうにかして算定してそれに対する適切な税率による相続税を出せと、わざわざ裁判所で実際に存在する法律の条文と実際の適用の問題に關していいぐあいな判決してくれたわけですよ。

法律自体がだめだと言われたんじゃ国会のこつちの方もちょっとぐあいが悪いし、だから法律は憲法に違反せぬ、しかしこの法律を機械的に適用して今のような逆転があるような状況というのは憲法に違反する疑いがあると。この裁判官は言え

ば憲法違反の処分だ、こうまで言いたいところを、違反の疑いがある、だからそれを直せと。それで、その具体的な事案に応じてそのように直すことはこの法律に違反するわけじゃない、この法律は法律でこれは憲法に適合するんだと、うまいぐあいにバランスをとつてこう判決しているんだから、この判決のつとつて、条文としては三年以内取得したものについては取得価格という原則はあるけれども、しかし逆転、あるいはちやうど取得財産と税額が同額になるとか、取得価格で計算したらそうなるのか、あるいは、せっかくだから少しぐらいもつたものが残らなきやもつた気がしないんだから、どの程度のときまではどうだとかというふうなことを早急に検討して、国税庁長官の通達だかどうだか知らぬけれども、早いところやつたらどうなんですかというところを大蔵大臣に申し上げて、これに対する所見を伺つて質問を終わります。

○政府委員(澤井信明君) 今の御指摘の点について主税局の立場から御答弁申し上げたいと思ひます。
御指摘のように、法律自体は適正なものであるという評価をいただいたわけでございます。ただし、この個別の案件について御指摘のような不合理があるというところをございまして、私どもとしては、立法した当時、こういう事態が起こり得るかどうかに關しては、通常こういうことは起こり得ないという考えでございました。極めて高額な遺産であつたり、あるいは相続財産の相当部分を死亡前三年以内に買つていたケースでないといふ生じないわけですし、また不動産取得後三年以内の短期間において急激な地価の下落がないといふ事態が生じません。いろいろのことを考えますと、立法時の諸事情を勘案しますと、こうしたケースといふのは極めてまれな事態だろうと思つております。

なお、個別の事件について、価格の関係がどうなつてゐるかに關しては国税庁が今控訴して争つてゐるところでございますので、この点について

は触れませんが、この立法自体をどうするかというところにつきましては、実情がどうであるか私どもも調べているところでございます。その実情を十分見て、御指摘のように、ある亡くなった方の財産を相続した方がその相続した全相続財産以上に相続税の額の方が大きいといふことは、これは本来おかしいことだと思ひます。相続税の体系からしてそういうことはおかしいことだと思ひますので、その点につきましては、もし実情がそういうことであるという結果が出るならば、幅広い観点から立法上の検討をしていかなければならない。ただし、これは個別の訴訟の案件とは別に私どもも考えていきたいと思つております。

○猪熊重二君 立法上の問題だといつてこつちにしりを持つてきても困るんだ。そんな立法上の問題だなんていうことになつたら、これをまた廃止するとかせぬとかどうだとかこうだとか、あなた半年も一年も三年もかかるじゃないか。そんなことじゃなくて、今この法律が法律としてあつても必要な運用ができるんだという裁判所の判断があるんだから、それに従つてやつたらどうだ。そうでもない、課税されて不服の国民はみんな裁判所へ行かなきゃならぬ。そんな手間を国民にかけることは必要はないんだ。大蔵大臣の方で国税庁長官に言つて、うまいぐあいに世間並みの通り相場になるようなことをやつたらどうだ、これをやりやいいいといふことだけなんです。これをやりますといふ言いにくい立場もいろいろありでしようから、以上で終わります。

○海野義孝君 平成会の海野義孝でございます。よろしく願ひしたいと思ひます。
これから大臣初め関係の政府委員の方々に御質問申し上げるわけでありましても、冒頭に、その前提となる幾つかの点につきましてお聞かせいただきたい、このように思ひます。

最初に、景気の現状といふことについてお尋ねしたいと思ひます。
これは今回の国会でも諸所の会議におきまして質問あるいは回答をいただいているわけでございます

ますけれども、既に国会が始まりまして約一カ月半近くになるわけでございます。こういった中で、先般の九月二十日の経済対策、これはまさに未曾有の規模のものであると、大蔵大臣も財源困難の折からまさに清水の舞台から飛びおりるような思いで今回の措置を講じたといふようなことをお話しされましたけれども、それから約二カ月経過してあります。さらに、その対策の予算的な裏づけとなる第二次の補正予算にいたしまして、これが国会で成立してから既に約一カ月近くになる、こういうことにならうかと思ひます。

こういった中で、私は長い間証券界で仕事をしておりましたので、どうしてもいろいろな数字にこだわる習慣を持つておりまして、これはかつて池田勇人総理が、まさに昔、平生の民のかまどを見て経済をはかつたといふような話があるように、現在ではやつぱりいろいろな指標を見て経済の運営をなさつていくといふのは当然だと思ひます。

そうした中で、巷間発表されておる経済諸指標、これにつきまして見ますと、もちろんこういった経済指標といふものは、日本はすぐれているとはいひましても、発表されるまでのタイムラグがあるといふことでありますけれども、既に先月までに発表されました景気動向指数、つまりデフュージョンインデックスなんかを見ましても、その中の先行指標を見たつて既に五〇を割つてゐるといふような状況でございまして、そういった面から見ましても、どちらにしても大変元気がない、この数カ月見ても依然として元気がない、こういう状況だと思ひます。

企画庁の月例経済報告とか、あるいはいろいろな会議におきましての御答弁を聞いておりましたも、ひとつは景気は高き高きはなくなりまして、景気はまあ足踏み状態であるといふようなことを言つております。

ところが、最近の新聞等あるいはエコノミストの論調なんかを聞いたり見たりしておりますと、既に今回の景気は、戦後におきましてたしか十

三回目の景氣の上昇サイクルにあるかと思うんですが、これが実は一昨年の十一月から上昇に入つて、既にことしの三月をもつてピークアウトしてゐるんじゃないか、既に景氣は今下降に入つてゐるんじゃないかと、こういったことを言うわけでございますけれども、そういった点から見ると、どうも当局の御見解と一般のそういった見方とが若干そこにギャップがあるんじゃないかと、このように思います。

そこで、武村大蔵大臣にお願いしたいんですけども、景気の現状についてたゞいま現在のようには認識をなさっているかの御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(武村正義君) お話しのように、昨今の経済の動向は大変微妙な状況にあると私も認識をいたします。政府は足踏み状態で弱含みで推移と、こういう表現を使っております。この表現にもそういうニュアンスがにじみ出ているというふうにも言えるわけでございます。さまざまな経済投資などという指標をめぐるでも率直に言つて明暗交差しているという状況でございまして、消費、設備投資などについては大変に緩やかではありますがやや回復の感じがございます。しかし、生産そのものはまだ弱含みみであるとか、そんな状況でございます。

ただし、為替が春から夏にかけて大変深刻な状況にありましたが、これが百円台に反転をしておりことや、株価も一万八千円台に回復したことから、どはやや明るさを感じさせていると。

そこで、九月二十日のこの経済対策も含めて、公定歩合もございますが、私どもありとあらゆる措置を総動員して日本経済の景氣回復のために全力を尽くしているところでございますが、少なくともこうした努力によつて先行きはだんだん不透明感が払拭をされて、一氣に明るくなるとまでは思つておりませんが、徐々に明るい方向になるものというふうに期待をいたしているところでございます。

昨年は、GDPは〇・六%でございましたが、私個人の願望としては、少なくとも今年度は一%

台に行つてほしい来年は二%台に行つてほしいと、こういうレベルではありますけれども、そのために万全を尽くしていこうという思いで取り組んでいるところでございます。

評論家、専門家の意見も、今先生のおっしゃったような下降局面というふうな見方もあります。が、しかももう少し積極的な見方をする人もあるわけで、これもいろんな意見が交差しているというふうな認識でおります。

○海野義孝君 今の御答弁では、やっぱり問題になるのは雇用問題。これは御承知のとおりで、既にこの春以来、至上最悪の失業率ということでもございますし、近々報じるところによれば、この

春の四大出あるいは短大出の就職率は未曾有の低さである、私の記憶では六〇％台。これは女子大生の場合かと思えますけれども、大麥深刻な状況であります。さらに、これが現実の六％強とも言われてゐる実質的な失業率から考えますれば、来春の就職については一段と厳しい。こういった面についてももちろん大臣は御認識あるうかと思ひますけれども、私としてはその辺を感じるわけではな

そこで、私は長い間仕事をしまして、株式というものについては、これは経済の眼であるということを入社した当時先輩から教えられました、しかも株価の約七〇％は心理的要因によつて形成されている、こういったことを聞いたことがあるわけです。恐らく記憶に間違いはないと思う

んです。そのように株式というのはまさに経済とか金融とか為替とかあるいは産業など、そういったものもその動向というものにつきまして投影するものである、このように思うわけであります。

そういつた点でこの株式市場では、私ども日経平均株価、昔で言うダウ平均というやつですけれども、これは一九八九年の末に三万八千九百十五円というピークをつけまして、それから一年後ぐらいに景気はさすがにバブル経済の崩壊に入つたんだということでありまして、その後のいろいろな紆余曲折はありますけれども、ことしの七月に

は一昨年八月の一万四千円こそそこというところまで一時的にニアミスしたわけでありますが、その後、円が多少持ち直してきたというか円安になつてきた。これは円安というよりもドル高修正が行われた裏側の現象というようにとらえる面もあるうかと思うんですが、いずれにしましても、株価は九月の半ばごろと記憶しておりますけれども、一万九千円近くまでたどり着きましたけれども、その後はまた迷走状態に入りまして、最近で言いますとこれが一万七千円台、八千円を割つています。

しかも、出来高で見ますと、八月、九月は証券界が何とか食っているぐらいの一日平均出来高が東証一部で四億五、六千万株ぐらいでございましたけれども、これが実は十月に入ったら急減して三億株そこそこぐらいというふうに五〇％ぐらいダウンしている。そういうような株価の状況から見ても、今の元気のない経済の状況というものをまさに物語っていると思われましますし、あるいはまた先行きの経済というものを暗示している。

あるいは今回の一連の景気対策、今回の約十四兆二千億を含めましてももう既に六十兆円近いといふことは、年間国家予算の八掛けぐらいのものをここ数年で投じてきている。これはもちろん事業規模でありますけれども、こういうような今回の景気対策の効果をマーケットは判断しかねているのではないか、そういうように思うわけでございます。

これの面で、最近のこうだった株式市場の状況、先ほど円も持ち直してきたし株もやや明るさが出てきたので、そういう中での今回の乾坤一てきの景気対策によって、必ずその効果に我々も期待したいわけでありませうけれども、マーケットはどうも見放しているとは言いませんけれども、読めない、このように思えますけれども、こういった面からの大臣の御所見を一言簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(武村正義君) 株を中心にした見方
ありますが、確かにおっしゃるように、株の動き

というのが経済の先行きを示しているというの
常識でございまして、ことし夏、あれは七月でござ
いましたか、一万四千円台まで下がりました。
その状況からすると、昨日また一万八千円を割り
ましたけれども、一万八千円前後で最近は推移し
ている。決してこれは安心できません。安心でき
ませんし、今後の展望までどうこう申し上げるわ
けではありませんが、ただ、あのころに比べると
やや回復しているということは事実でございま
す。

私どもも、規制緩和も含めて証券市場の活性化には証券局中心にかなり努力を続けているところでごいまして、けさもニュースでミニ株式が活況を呈していると。これは小さな話かもしれませんが、でも百株でも売買できるように規制緩和をさせていただいた効果がああいう形で出ているのなと思つてゐるわけでありまして、このみなし配当課税の御審議も、これはもう織り込み済みであります、六月でしたか、これを発表したときには証券界では大變評価された大事な政策でもあり

ました。ストックオプションなんかもういふところにかかわってくるわけでありまして、あとフロロロンティアアマークットをつくったり、日経三〇〇を起こしたり、いろんなことを知恵を絞りながらやってまいりましたが、これからも精いっぱい努力を続けていきたいと思います。

○海野義孝君 次に移りますけれども、冒頭、大臣から今回の法案につきまして趣旨の御説明があ

りましてはけれども、その立案に至る経緯につきま
しては以前から私どもも絡んでおりまして、その
辺のいきさつについてはここではあえて申しませ
んけれども、とりあえずは三年間の時限措置とい
うことでありますけれども、今回の自社株消却と
いうことを現実には可能にするそういった租税特別
措置が講じられるということになろうと今してい
るわけであります。

　　こういふことから、既に本法律案の成立を前

提として、店頭に公開されている株式会社の
ある一社が消却を目的として自社株買いを実施す

○政府委員(日高壮平君) 今回のみなし配当課税にかかわる特例措置が実施をされて、その措置の効果ということもあつて各企業の方々が自己株式の利益による消却を促進されるということになりますと、ただいま委員御指摘がございましたようないろいろな意味でのプラスの効果が発揮されてくる、そうしたことを通じて株式市場の活性化に大きな影響が出てくるだろうということで期待をしているところでございます。

今後、実際にどの程度の企業が利益による消却を実施されるかどうかという点については、私どももいろいろ経団連等を通じて経済界にもお願いをしているところでございますし、何といいましても、こういった行為を通じて株主に目を向けた経営戦略を経営者の方がとっていただくということとは今後の市場の動向にも非常に大きな影響を与えるだろうということで、私どもとしてもこれからさらに引き続きお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

具体的に計数的にどうかということになりますと、各企業の経営者の御判断というものはあらかじめ私どもが想定することはできませんけれども、先般、通産省が対象企業について自社株の購入・消却を行うかどうかというアンケート調査を行いましたところ、七割を超える企業の方々がこの問題について関心を強く持っているということでごさいましたので、私どもは今後ともいろいろ

○海野義孝君 証券御当局の今後のいろいろとそういう御指導、啓蒙をよろしくお願いしたいと思ひます。

ただいまの件につきましては、先ほど申し上げた第一号を名乗り出た際の新聞報道によりまして、証券業協会当局では向こう一年間で二、三十社ぐらい出てくるんではないかというようなことを言っているように私は承知しております。

そこで、この問題について、しつこいようですが、何といつても今回の改正法案でございますので、もううちよつと申し上げたいんですが、何かアメリカ市場におきましては、この自社株の消却という問題、これが株式の需給関係というものを大変改善させ、株式相場の形成という面でも大変うまくいっているというように聞くわけであります。これも私があらかじめ申し上げていなかった質問かと思ひますので、もしあれでしたら後刻でも結

構でございますけれども、アメリカはマーケットがたくさんあるんですけれども、ニューヨーク市場などにおきまして、ごく直近、昨年でも一昨年もいいんですが、年間でのいわゆる株式の増資によっての発行株数の増加数と、一方でこういうことによっての発行株数の減少、具体的には自社株消却等によっての発行株数の減少、具体的な数字ないし比率、これは恐らく個々の企業によって大分効果が違うと思いますから、全体的なマーケットとしてとらえるのについて今申し上げたことがどうかと思いますけれども、もしそ

の辺について数字をお持ちでしたら教えていただきたい。

○政府委員(日高壮平君) アメリカ市場全体を通じて網羅した統計というのは実はなかなか本件についてはないということでございますので、正確なところを申し上げかねることは御理解を賜りたいと思いますけれども、私どもが把握している例え、例えば一九九四年に公表された、公表されたという

委員御指摘のように、アメリカにおきましては、株主に対するいわば配慮といえますか、これが各企業の経営の一番大きな柱になっているわけ

でございます。その株主に対する配慮の一番の大きなあらわれとしてこの自社株の購入・消却が行われているということが現実の姿でございます。したがって、各企業とも利益が生じた場合には積極的にこの自社株の購入・消却を行っている

というのが現実の姿であるうというふうに承知をいたしております。

○海野義孝君　そこで、次に証券税制についてもうちよつとお聞きしたいのであります。

私どもでは、有価証券取引税の凍結ないしは廃止といった問題について、かねてよりこれを法案化した、こういうふうに思っているわけでありまして、時間も、時間が限られておりますので私の方から申し上げますと、こういった有価証券、こ

れも資産でありますけれども、そういったものの取得、保有あるいは譲渡、こういったものに対して、土地なんかもそうですけれども、それぞれ税金が課されるということであります。

例えばキャピタルゲインについての課税という面につきましては、世界の主要国は大体課税をしているわけでありすけれども、いわゆる流通段階における課税でございます有取税、こういったものにつきましては、日本とかイギリス、フランスといったところでは、やり方は多少違います。

が、日本の場合は売った際にかかる、それに対してフランスの場合は売り買い両方、それからイギリスでは買った場合とありますが、アメリカとかドイツにおいてはこういつたいいわゆる流通における段階での課税というのはない、こういうことであります。

私は、この有取税の問題も、先ほどのみなし配当課税についての凍結の問題とあわせて、やはり

けの問題というよりも日本経済全体の問題ということで、ただ税金の問題だけいってどうかというような御議論もあるかと思いますが、

いろいろとこれまで政府当局の御答弁では、今の景気についてはまさに私も超党派で深刻に考える問題であろうかと思いますが、とにかくこの問題については私も超党派で深刻に考える問題であろうか、この問題については例えば与税制改革というか、この問題については例えば与党の中でも三党の間で大分見解の相違があるとい

うようなこと等があるんですけれども、私は、この問題は十分に当面は次元的に政治的な問題である。あらゆることを講じて景気の早期浮揚を図りたいという当局のそういうった御意思からするなならば、国民もまたそれを願っていると思います。そういうった面で、有取税の廃止とまでどうかかと思ひますけれども、少なくとも三年間の凍結と、いうようなことにつきまして、これはもちろん有価証券という資産の取得、譲渡、そして保有、そ

れぞれの流通過程においてそのバランスの問題が税金の上でもあるかと思ひますけれども、その辺についてはの大臣の御見解、こういった税金についての考え方、これをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(薄井信明君) 税制面から有価証券の取引関係の各税について私どもの考え方を申し上げますと、委員御指摘のように、各国ともいろいろな形で証券、有価証券の譲渡、保有あるいは取得の各段階で課税をいたしております。その中で

バランスを見ているのかと思います。かつ、これは証券、有価証券だけではなくほかの所得との関係のバランスも見ている、そういう公平の観点からの税法系ができていっていると思います。

したがって、アメリカのように有価証券取引税のない国も確かにありますが、御指摘のようにそうでない国もある。また、アメリカでは一方で有価証券の譲渡については総合課税の体系でやって

いる。日本は、選択制だけれども、譲渡額の一％で結構ですよという日本流のやり方をまたとっている。これは総合課税できないという面があつてそうなの面はあります。

そういう意味で、税制の観点からいいますと、有価証券取引税を軽減するということがどういう効果があるのかなという点がまずありますけれども、そういう短期的な経済への効果の点とはまた別にバランス論を考えていかないといけない。仮に有価証券取引税について手を加えるならば、一方で譲渡課税について適正化を進めていくとかそういうことをしないと国民の理解は得られないと思つておる次第でございます。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。大変よくわかりますけれども、そういったバランス論の問題はさておきまして、やはり喫緊の問題ではないかと私は思いますので、有取税の凍結につきましてやはり前向きにひとつ大蔵大臣、御検討を今後お願いしたいと思います。

そこで、時間がなくなつてきましたので、なお税金問題についていろいろ申し上げたわけですが、あと二点ほど申し上げたいと思います。一つは、最近の大きな問題になつております邦銀の国際的信用の失墜という問題につきましても、ご意見を述べたけれども、これについても私、質問事項を四点左右用意しましたけれども、きょうは時間がありませんので、ただ一点だけ、金融・銀行行政の最高責任者であられる大蔵大臣に一言だけお聞きしたいと思ひます。

実はちょうど私、これ記憶に生々しいんです、北陸の方に出張していらした際に兵衛それから木津信組のいわゆる破綻問題が起きました。その際に、大蔵大臣は記者会見におきまして、今回の大和銀行の問題と性格が違うかもしれないけれども、とにかくこういつた大きな問題で再び記者会見することはないだろうというようにおっしゃつたように私は記憶しておるわけです。これは新聞記事を見ればわかることなんですけれども、

そういつた中でまた今回こういつた、しかも国際的なこういう不祥事が起こつてきたということにつきまして、大蔵大臣がどの時点で今回の問題を把握されたかは、私も大分裏話は知つておりますけれども、そういったことでとやかく言うつもりはないわけですが、まずこういつた問題を今回お知りになったのはいつか、そしてその次に、一連のこういった金融機関の不良資産の問題、それから今回のこういった巨額な損失の問題、こういったことについてどのようにまずお受けとめになり、すかさずどういつた対応を、行政監督・指導等をなされたのかということについて、時間がありませんので、もう一点お聞きすることがありますので、簡潔にひとつとつと聞かせてください。

○國務大臣(武村正義君) 北陸でお聞きいただいた記者会見で私が申し上げたのはほぼそういうことでありますが、正確には、いわゆる大きな個別金融機関の破綻は山を越したと思つていて、永久にないという意味ではありません。大きなというのは、聞かれて預金一兆円、あのときは木津信用が一兆二千億、兵庫は二兆二、三千億でございましたか、そういう大きな金融機関の破綻がこの後また続いて起こるということはないというふうに申し上げました。

というのは、二信組から始めてコスモ、木津、兵庫とどんどん規模も大きくなつていきます。これではもつとばたばたこの後銀行が倒れていくんじゃないかとというあらぬ不安を国民の皆さんに抱かせてはいけないということでもありますし、事実、私どもの掌握している各個別金融機関の状況からいって、そのことはそう背伸びをして申し上げたつもりはありません。今もその考え方は変わりありません。ただ、小さいものにはあると言つちやうとこれもまた問題になりますから、申し上げませんが、全くないという意味ではありません。あるいは金融の合併とかそういうものはこれから起こつてくると思つております。さて、大和銀行は本当に遺憾に思つております

が、今の御質問にお答えしますと、私が知つたのは九月十四日でございます。局長から報告を受けました。その後アメリカの金融当局等に連絡をするということになつていったわけでありまして。

○海野義孝君 時間ですから終わります。○吉岡吉典君 最初に、バブル期の借金の取り立て問題に関連してお伺いします。

バブルの時期に銀行は個人に対していろいろうまい話を持ちかけて、あの手の手と不動産などを担保とする大型の融資を積極的にふやしました。これには大型フリーローンによる株式投資や変額保険などがあります。バブルがはじけてこれらの人たちは多額の借入金の返済を迫られ苦しんでおります。うまい話を持ちかけたことなど全く無視した銀行による取り立ての中にはまことにひどいやり方もあり、最近では人権問題として日弁連に救済を申し立てられている、そういう事件もあります。詐欺同然と私は言いたい変額保険の被害者の問題はこの委員会でも取り上げたことがあります。

銀行を認可し、その指導責任を持つ大蔵省はこういう問題について実情を調査しておられるかどうか。また、人権問題まで起こるといふような事態のもとで、こういう形にならないような形を指導するかどうかをお考えをお持ちであるか、最初にお答え願ひします。

○政府委員(西村吉正君) 個々の事案について私どもが申し上げることは差し控えたいと存じますけれども、金融機関が融資を実行するに当たりましては、事業計画、資金使途、返済財源等を十分審査いたしまして、債権保全の観点から必要に応じて担保あるいは保証人を徴求しているというところでございます。また、保証人を徴求する場合に、保証人の保証能力を勘案するとともに、保証人の保証意思を確認する必要があるというふうなことで業務が運営されているわけでございます。金融機関が債権回収をどのように行うかにつきましては、これは金融機関の判断の問題ではございますが、当局といたしましても、銀行はその業

務の公共性にかんがみまして、いやしくも社会的な批判を受けることのないよう指導しているところでございます。今後とも適切に指導してまいりたいと考えております。

○吉岡吉典君 人権問題で本日にひい話まで起こっているわけで、今おつしやつたような指導方法を貫いていただきたいと思ひます。

大臣、これに関連して一言ですけれども、今そういう問題を考える場合にも、いわゆる不良債権処理をめぐつての公的資金の導入とかあるいは預金者保護ということが盛んに論議されていますけれども、私はもう一つ頭に置いておく必要があると思うのは、預金者と同時に、いろんな事業で今困っている借り手、この人々の人権問題等が起こることのないように、やはり銀行あり預金者あり、また借り手も人権をきちつと守られ、実情に応じて解決されなくちゃいかぬということ。

同時に、あのバブル期のむちゃくちゃなやり方の融資の拡大の中にはやはり貸し手の責任も当然伴うものがあると思ひますけれども、そういう問題についてどのように考えて指導なさるか。具体的に言えば貸し手の責任というものも当然伴う事例もあると私は思ひます。それから、借り手についてもやはり保護をしなくちゃならない事情もいろいろあり得る。こういうことも念頭に置いて指導していく必要があると思ひますが、その点について、簡潔で結構です。

○國務大臣(武村正義君) おつしやるとおりに、借り手の保護といひますか、借り手に対する配慮も当然必要だと思ひます。ただ、この不良債権をめぐつては、一〇〇％貸し手、金融機関側だけの責任であるかのごとき見方もありますが、やはり借りた側にもそれ相応の責任があるわけで、今局長が申し上げたように、ちゃんとした計画を立て、その中には銀行が勧めたものもあつたかもしれません。何もかもそうであつたかのごとく、銀行、金融機関が、いわば貸し手が全部悪いということではないということも御理解いただきたいと思ひます。

○吉岡吉典君 私は銀行が一〇〇％悪いと言っているわけじゃありませんので、やはり事情に応じてということと臨んでいただきたいと思います。

さて法案ですが、私は法案の中身に入る前に一つ大蔵省の基本姿勢をお伺いしたい問題があります。それは、去年の十一月の国会でも、またことし三月の租特改正法案の審議の際にも、租特の整理合理化、こういう問題が非常に大きい議論になり、大蔵省としては租特についての整理統合を進めるといことが繰り返して表明されてきた経過があります。ことしの三月十六日の当委員会の附帯決議では、政府に対して、租特について「今後とも徹底した整理・合理化を推進すること。」ということが求められ、大臣はこの附帯決議を尊重するという答弁もありました。

こういう経過から見ると、租特の徹底した整理合理化ということとなく、逆にまた新たな臨時とはいえ措置が提起されているということとは、こういう約束にも反するものだと私は思います。

同時に、その中身について言うと、みなし配当課税についてはことしの五月、委員会が当時の小川主税局長が何回かの答弁の中で、みなし配当課税は我が国の所得課税制度上、法人税と所得税の間をつなぐ非常に基本的な部分であり、それを廃止することは法人税と所得税の基本が崩れる問題だということ答弁をなさって、これを廃止せよという要求に対して、それは受け入れられないということとを繰り返して述べておられるわけです。これは五月です。

ところが、それをやれば基本が崩れるとさえ言った問題が今度は政府から提起される。こうなると大蔵省の税制の一貫性というは一体どうなるのか。数カ月たつと変わってしまうようなあり方で、本当は私は中身の前に、こういう租特の徹底した整理合理化という約束に照らしても、また五月のみなし課税のあり方についての答弁からいっても、これだとその時々々の答弁というのはもう全然信用できなくなつちやうという気がするんですけれども、そこら辺、五月にそう言ったものが四

カ月か五カ月後にこういう形で出てくるのは、何があつたのか、考えが変わつたのか、どこからか強い要求で導入せざるを得なくなつたのかどうか、その点を説明してください。

○政府委員(薄井信明君) 租税特別措置につきましても、基本的な私どもの考え方は、これは経済政策的に誘導しなければならぬ場合に税という手段を使うことは当然に必要なことだと私も思っております。

ただし、必要だからといって一つ一つつくつてしまつと、これは公平を害することになりますので、基本的には常に毎年のように全体を洗い直して、もう必要のないものは整理していく、まさに整理合理化に毎年努めていく。ただし、必要なときには必要な租特をしていくことが税制としての役割を果たすことになると思っております。そういう意味で、特に昭和五十年以降、毎年のように租税特別措置の整理合理化を秋になりますと各省ともによつておられますが、各省庁からはまたまたまたと言われまますが、私も今は今後ともこれは続けていきたいと思っております。

ただし、経済状況なりあるいは経済取引の実態が変わつていく中で、どうしても誘導した方がよいということにつきましては、ここは思い切つて手当てしていくこともまた必要だと思つています。トータルとしては、私の気持ちとしてはなるべく租特は縮まっていくべきと思つています。事実、数も縮まってきた状況にあります。

そういうことで、総論といたしますか、一般論として申し上げますと租特についてはそのように考えております。

なお、今回の利益による株式の消却につきまして、いわゆるみなし配当課税の三年間についての特例を設けさせていただきました。前局長が答弁したとおり、これは所得課税、つまり個人と法人の所得課税の間をつなぐ重要な課税制度だと私も思っております。したがって、これを廃止することは考えておりません。

ただ、現在の証券市場の状況、それから平成六

年でしたか利益消却ができるという制度ができたにもかかわらず、税制がどうしてもこのままだと動かないという実情を何度も私も聞かされてきておりまして、総合的に判断して、今回これを措置することが適当であるということで提出させていただいたものでございます。

○委員長(片山虎之助君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法一部改正案に反対の討論を行います。

本法案は、自社株取得を促進するためとして、上場会社が利益による株式消却を行った場合のみならず配当について、三年間非課税とするというものであります。

現行のみなし配当課税は、大蔵省も強調してきたように、配当所得に対する課税の基本をなしているものであり、これを三年間の時限措置とはいへ廃止することは重大な問題を持つものであります。

また、今回の措置は、株主としての大企業や大株主に対して大きな税制上の優遇措置を与えるものであり、大企業・大資本家向け特別措置の拡大という性格を持っています。

以上の理由から、本法案には反対の態度をとるものであります。

○委員長(片山虎之助君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(片山虎之助君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時八分散会

十月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、相続税の見直しに関する諸願(第三八号)

第三八号 平成七年十月六日受理

相続税の見直しに関する諸願

請願者 大阪府堺市浜寺諏訪森町西三ノ二

○九 大島泰

紹介議員 塩崎 恭久君

相続人が一人であるため、現行の遺産取得税体系の下では相続税負担は極めて高くなり、その納税は相続土地が売れないこととあいまって、非常に困難に直面している。ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、延納から物納への切替えの選択を平成四年前三年間の特例のようにせず、物納権を恣し意的な評価に対する納税者の防衛権という本質にかんがみ、物納の許可主義を廃止し、納税者の申請によつて直ちに物納ができるように改めること。

二、相続税の申告期限から一年以内に課税相続財産を相続税の支払に充てるために売却した場合で、その売却価額が申告に係る相続税評価額より低いときは、相続税の減額のための更正の請求制度を設けること。

三、財産の少ない配偶者の死亡時期と子供の数によつて、言わば不可抗力の偶然に左右され、税額が大幅に変動する現行の遺産取得税形態を遺産税形態に改め、公平な相続税体系を確立すること。

四、相続税法第二十二条の「時価」の定義を明確に

するため、相続税評価額は、どのような経済情勢の下であつても、相続税の申告時期までに容易に売却することが出来る金額を上回ることがないよう明文の規定を追加すること。

五、路線価を年四回程度公表することとし、各回の路線価は地価下落の状況を織り込んで決定する簡便法を採用すること。

六、相続財産に係る譲渡所得税はその財産の相続税評価額を基礎として計算すること。

七、同じ中小企業者でありながら不動産貸付業の二百平方メートルまでの小規模宅地の控除率は五十%であるのに、その他の業種の中小企業者の小規模宅地の控除率は八十%となっている現行制度は、憲法第十四条のすべての国民は法の下に平等であるという原則に反するので早急に控除率を同一に引き上げること。

理由

配偶者控除を受けるべき者が先に死亡しており、子供が一人のために想像もつかないほど相続税が高かつた。相続税について、延納と物納とを申請し、許可されたが、土地の需要はますます減退し、相続税評価額である路線価で売却しようとしても、買手はなかなか現れない。延納担保の土地を売りに出したが、ようやく売買契約を締結できても、路線価を売値の方が下回っている状況であり、延納計画が大幅に狂うことになるだけでなく、残りの土地については、全くと言ってよいほど買手がないのが今日の状況である。よつて、延納税額が滞納とならないよう、猶予措置等とともに、立法上の措置を求める。

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、消費増税の中止、消費税廃止に関する請願(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)

一、土地税制に関する請願(第一一八号)(第一

二〇号)(第一二三号)(第一三〇号)(第一三三三号)(第一四〇号)(第一四二二号)

第八四号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 埼玉県川口市柳崎五ノ一ノ二

一 小野正 外三千九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

村山内閣・連立与党は平成六年十一月、消費税率を三%から五%に引き上げる消費増税法を成立させた。これは明白な公約違反である。さきの衆議院議員選挙で、消費税率の引上げを公約した政党は一つもなく、社会党は反対とさえ主張していた。しかも、最近の世論調査でも「反対」が七割を占め、国民多数の意思に背く税率引上げは絶対に許されない。政府は「減税のため」と言うが、年収八百万円以下、国民の九割が増税となり、話は逆である。しかも税率は平成八年九月までに「見直す」として、再引上げすら計画している。また、「福祉のため」、「高齢化社会のため」などの理由も、年金や医療など社会保障を次々と改悪しており、成り立たない。消費増税の真のねらいは、アメリカと日本の大企業が要求する六百三十兆円もの公共事業や軍拡のための財源づくりにある。毎日の買物のたびに取られる消費税は、現在でも「赤ん坊から老人まで」年間一人当たり平均五万円にもなり、所得の低い人々ほど負担は重く、苦しめられている。消費税という制度がある限り、税率は次々と引き上げられる。外国に比べて三割高とも言われる大型公共事業の浪費をやめ、大企業優遇の税制を是正し、増え続ける軍事費を削減すれば、高齢化社会を支え、国民生活を豊かにする財源は、十分に確保できる。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、消費増税を中止すること。

二、当面、食料品非課税を直ちに実現すること。

三、消費税は廃止すること。

第八五号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 北九州市戸畑区天神二ノ七ノ一

七 中島浩人 外三千九百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第八六号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 神奈川県秦野市堀川七〇六ノ一

生形誠次 外三千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第八七号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 東京都足立区花畑八〇四ノ一〇ノ

八一〇 鈴木源治 外三千九百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第八八号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 札幌市中央区双子山一ノ一二 橋

本洋子 外三千九百九十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第八九号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 山口県新南陽市中蔵町一二 山本

芳恵 外三千九百九十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九〇号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市中村三ノ四ノ五

〇 高橋良暢 外三千九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九一号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 岡山県玉野市木目四二八ノ一 花

田恵子 外三千九百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九二号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡王寺町島田四ノ三

ノ五 藪中久 外三千九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九三号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡湖東町小八木九八

三 村川富子 外三千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九四号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 兵庫県龍野市龍野町大道六八ノ

一 内海雅子 外三千九百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九五号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 神戸市北区ひよどり台三ノ九ノ二

一ノ五〇一 加藤勇 外三千九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九六号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 岐阜県郡上郡八幡町坪佐一三五

末松裕子 外五千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九七号 平成七年十月二十日受理

消費増税の中止、消費税廃止に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市本町三ノ四ノ一 富

岡信人 外三千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一一八号 平成七年十月二十五日受理

土地税制に関する請願

請願者 佐賀市中の小路四ノ一六不動産ビ

ル内社団法人佐賀県宅地建物取引

業協会会長 辻田悦三郎

紹介議員 陣内 孝雄君

今年度の税制改正において、個人の土地建物等の

長期譲渡所得課税について部分的な緩和措置が講

じられ、一律三十九%(うち住民税九%)の税率

が、譲渡益四千万円以下の部分について三十二・

五%(うち住民税七・五%)に引き下げられた。し

かし、今回の措置も、基本的には、これまでの土

地譲渡益課税の大枠を堅持した小規模改正にとど

まっております。本格的な土地の流動化促進という政

策的見地からすると、いまだ十分なものと言わざ

るを得ない。そもそも昨年までの税率三十九%

は、バブル真つた中での異常な事態の下で講じ

られた緊急避難的な措置であり、バブルが崩壊し

地価が完全に安定した今日、速やかに平成三年改

正前の税率に戻し、土地の流動化による安定した

土地の供給と需要者の有効利用を促進すること

が、最急務の問題である。このことは、同時に、

長引く不況の下で国政上最大のテーマとなってい

る、景気回復のためにも必要な施策である。つい

ては、次の事項について実現を図られたい。

一、個人の土地建物等の長期譲渡所得にかかる所

得税の税率を二十%に引き下げること。

第二二〇号 平成七年十月二十五日受理

土地税制に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田四ノ一〇ノ二

四 鈴木優

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一二三号 平成七年十月二十五日受理

土地税制に関する請願

請願者 静岡市手越二五三ノ一 長谷川仁

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一三〇号 平成七年十月二十六日受理

土地税制に関する請願

請願者 和歌山市秋月六四ノ八 寺本辰生

紹介議員 前田 勲男君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一三三号 平成七年十月二十六日受理

土地税制に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉橋枝町六〇ノ一

七 細見清治郎

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四〇号 平成七年十月二十六日受理

土地税制に関する請願

請願者 岐阜市本郷町五ノ四 江見博英

紹介議員 笠原 潤一君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四二号 平成七年十月二十六日受理

土地税制に関する請願

請願者 長崎市立山一ノ五ノ二五 山川實

紹介議員 松谷蒼一郎君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

十一月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向

上に関する請願(第一四六号)(第一四七号)

(第一四八号)(第一四九号)(第一五〇号)(第

一五一号)(第一五二号)(第一五三号)(第一五

四号)(第一五五号)(第一五六号)(第一五七

号)(第一五八号)(第一五九号)

一、土地税制に関する請願(第一七四号)(第一

七八号)(第一八〇号)(第一八六号)(第一八八

号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向

上に関する請願(第一九一号)

一、土地税制に関する請願(第一九四号)(第一

九六号)(第二〇〇号)(第二〇三号)(第二〇五

号)(第二〇八号)(第二一一号)(第二一六号)

(第二二〇号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向

上に関する請願(第二二三号)

一、土地税制に関する請願(第二二九号)(第二

三五号)(第二三八号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向

上に関する請願(第二四〇号)

一、土地税制に関する請願(第二四五号)(第二

四七号)(第二四九号)(第二五一号)(第二五六

号)(第二五八号)(第二六二号)(第二六四号)

(第二六六号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向

上に関する請願(第二六八号)

一、土地税制に関する請願(第二六九号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向

上に関する請願(第二七三三)

一、土地税制に関する請願(第二七五号)(第二

七六号)(第二七九号)(第二八一号)(第二九二

号)

第一四六号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關

する請願

請願者 埼玉県行田市上池守九〇二ノ三

坂詰由己子 外千九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

バブル経済が破たんして三年余、政府は早々と景

気回復宣言をしたが、阪神大震災に加えた急激な

円高は、中小業者に重大な影響を及ぼしている。

「親会社は勝手に海外へ出て行ったが、残された

中小業者は全く仕事がない」、「資金繰りで夜中に

目が覚め、自分の命は危うい状況に追い込まれ

う」など、もはや後に引けない状況に追い込まれ

危機的な事態となっている。全商連婦人部協議会

が行った調査では、多くの業者婦人が低単価のた

め夜中まで機械を動かす、さらにはバートを掛け

持ちしながら無理を重ね、健康破綻も進んでいる

実態が浮き彫りになった。特に下請、地場産業、

料理飲食業が集積している地域では、この不況の

影響は一層深刻さを増し、一刻の猶予もできない

い。中小業者は、家族で支えながら営業を維持し、

地域経済、日本経済の発展に大きく貢献してきた。

これまでの大企業本位の政治がもたらした自

動車摩擦や貿易不均衡などの責任を中小業者が負

うことはない。社会に貢献する中小業者とその家

族の権利を認め、その働き分と病気をやがをして

も、制度上何の保障もされていない状況を一日も

早く解決することが、今ほど求められているとき

はない。ついでには、業者婦人の健康と母性を守り、

安心して営業と生活ができるよう、国が責任を持

つて、次の事項について実現を図られたい。

一、業者婦人、事業主の自家労賃(働き分)を税制

上必要経費として認めること。所得税法第五十

六条は廃止すること。

二、生活費非課税の原則に立つて、課税最低限を四人家族で年所得三百五十万円まで引き上げる

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

三、逆進性の強い消費税増税をやめ、廃止し、大企業優遇税制を改めること。納税者番号制、伝票方式を導入しないこと。

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

四、大企業の無責任な海外移転を規制すること。

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一四七号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 横浜市中区新山下一ノ一七ノ一

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一四八号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 東京都八王子市元八王子町一ノ二

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一四九号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市梶原一ノ一ノ一

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五〇号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(二通)

請願者 神奈川県秦野市並木町一ノ三九

府川芳子 外二千七十七名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五一号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(二通)

請願者 群馬県桐生市境野町六ノ一、五四

紹介議員 聴濤 弘君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五二号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 長野市安茂里一、四一五 小林広

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五三号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(二通)

請願者 青森市千刈四ノ二〇ノ五 鶴谷勝

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五四号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 福井県敦賀市野坂四五ノ八ノ二

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五五号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 島根県松江市東津田町一、四一三

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五六号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 三重県四日市市八千代台三ノ一ノ

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五七号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 大阪市東住吉区湯里二ノ二一ノ

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五八号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市竜禪寺町三五七 牧

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一五九号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 埼玉県入間郡越生町越生東六ノ四

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一七四号 平成七年十月二十七日受理

土地税制に関する請願

請願者 広島県三原市館町一、六二四ノ

二 政時哲雄

紹介議員 清手 顯正君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一七八号 平成七年十月二十七日受理

土地税制に関する請願

請願者 長崎市古川町七ノ二 上野實

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一八〇号 平成七年十月二十七日受理

土地税制に関する請願

請願者 京都市北区大宮開町三〇 松宮啓

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一八六号 平成七年十月二十七日受理

土地税制に関する請願

請願者 兵庫県揖保郡揖保川町片島九九九

紹介議員 河本 三郎君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一八八号 平成七年十月二十七日受理

土地税制に関する請願

請願者 群馬県前橋市幸塚町一三八 真下

桂一

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一九一号 平成七年十月二十七日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 沖繩県那覇市首里石嶺町四ノ二八

〇ノ一金城キヨ子 外三百九十
六名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第一九四号 平成七年十月二十七日受理

土地税制に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草四ノ四ノ一

〇 中村俊章

紹介議員 清水 達雄君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一九六号 平成七年十月二十七日受理

土地税制に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市上戸祭四ノ二ノ三

六 最上勝弘

紹介議員 矢野 哲朗君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二〇〇号 平成七年十月二十七日受理

土地税制に関する請願

請願者 東京都台東区浅草六ノ四〇ノ一ノ

六〇一 山下欽司

紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二〇三号 平成七年十月三十日受理

土地税制に関する請願

請願者 山形市小立三ノ三ノ二五 會田秀

男

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二〇五号 平成七年十月三十日受理

土地税制に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ一二ノ

三 藤田和夫

紹介議員 岩井 國臣君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二〇八号 平成七年十月三十日受理

土地税制に関する請願

請願者 山梨県甲府市大手一ノ四ノ二七

堀内徹

紹介議員 中島 眞人君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二二号 平成七年十月三十日受理

土地税制に関する請願

請願者 岐阜市花ノ木町一ノ六ノ三 早矢

仕高市

紹介議員 大野 明君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二六号 平成七年十月三十日受理

土地税制に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市南大通四ノ六ノ

九 徳原史郎

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二三〇号 平成七年十月三十日受理

土地税制に関する請願

請願者 愛媛県松山市石手三ノ四ノ三五

馬喰田高年

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二三号 平成七年十月三十日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關

する請願

請願者 群馬県前橋市朝日町四ノ二〇ノ

二 石井年男 外六百四十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第二三九号 平成七年十月三十日受理

土地税制に関する請願

請願者 山形市松波一ノ一〇ノ一社団法人

山形県宅地建物取引業協会会長

青木靖和

紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二三五号 平成七年十月三十日受理

土地税制に関する請願

請願者 富山市梅沢町一ノ五 安野勇一

紹介議員 永田 良雄君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二三八号 平成七年十月三十日受理

土地税制に関する請願

請願者 高知市百石町二ノ二〇ノ一九 野

口巖

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二四〇号 平成七年十月三十日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關

する請願

請願者 高知市東城山町一二ノ一八 中

村明生 外百七十五名

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第二四五号 平成七年十月三十一日受理

土地税制に関する請願

請願者 川崎市宮前区菅生二ノ三ノ三

太田圓次

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二四七号 平成七年十月三十一日受理

土地税制に関する請願

請願者 徳島県小松島市中田町字内開四六

ノ一六 赤岩清

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二四九号 平成七年十月三十一日受理

土地税制に関する請願

請願者 高知市高須新町三ノ二ノ二五 酒

井和光

紹介議員 平野 貞夫君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二五一号 平成七年十月三十一日受理

土地税制に関する請願

請願者 島根県松江市北堀町二九六ノ二

矢野忠助

紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二五六号 平成七年十月三十一日受理

土地税制に関する請願

請願者 熊本市新屋敷一ノ一ノ二三社団法人

人熊本県宅地建物取引業協会会

長 山中正利

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二五八号 平成七年十月三十一日受理

土地税制に関する請願

請願者 山梨県甲府市下飯田二ノ六ノ三

一 山下清

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二六二号 平成七年十月三十一日受理

土地税制に関する請願

請願者 栃木県黒磯市西新町二八ノ三一

五 蜂巣甲子治

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二六四号 平成七年十月三十一日受理
土地税制に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡甲西町針六四九 西
岡建己

紹介議員 奥村 展三君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二六六号 平成七年十月三十一日受理
土地税制に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡高根町村山東割
二、〇五六 菊原一成

紹介議員 清水 達雄君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二六八号 平成七年十月三十一日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關する請願
請願者 大阪府堺市土師町九五ノ二〇
寿崎正博 外四百四十四名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第二六九号 平成七年十月三十一日受理
土地税制に関する請願
請願者 福岡市東区香椎台一ノ一ノ五 野
仲英二

紹介議員 吉村剛太郎君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二七三号 平成七年十月三十一日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關する請願
請願者 愛知県春日井市小野町一ノ四 和
田勝則 外三百八十一名

紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第二七五号 平成七年十月三十一日受理
土地税制に関する請願

請願者 静岡県浜松市高林一ノ六ノ一五
飯尾憲三

紹介議員 木宮 和彦君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二七六号 平成七年十月三十一日受理
土地税制に関する請願(一通)
請願者 鳥取市覚寺五八ノ二 田中宣二
外一名

紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二七九号 平成七年十月三十一日受理
土地税制に関する請願
請願者 徳島市住吉五ノ一ノ六一 長野保
夫

紹介議員 北岡 秀二君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二八一号 平成七年十月三十一日受理
土地税制に関する請願
請願者 香川県高松市内町三ノ一一 植本
義明

紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二九二号 平成七年十月三十一日受理
土地税制に関する請願
請願者 島根県松江市東本町三ノ六社団法人
島根県宅地建物取引業協会
長 廣江寛

紹介議員 青木 幹雄君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

十一月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。
第九条の五第一項中「行つた場合の下に」(前条第四項の規定の適用がある場合を除く。)を加え、「証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を發行した法人」を「上場会社等」に改め、第二章第一節中同条を第九条の六とする。

第九条の四の次に次の一条を加える。
(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第九條の五 証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を發行した株式会社(以下この条及び次条第一項において「上場会社等」という。)が、租税特別措置法の

一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から平成十一年三月三十一日までの期間(第四項において「指定期間」という。)内に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けにより利益をもつてする株式の消却を行つた場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行つた当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から当該株式の消却により交付される金銭の交付を受け、かつ、その金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二十六条に規定する資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、所得税法第二十五条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七條の十第四項(第三十七條の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七條の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額(第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における第三十七條の十一の規定の適用については、同条第一項第三号中「商法第二百三十条ノ八ノ二第二項又は商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十九条第一項の規定に基づいて行つたこれらの規定に規定する端株又は単位未満株式」とあるのは、「証券取引法第二十七條の二十二の二第一項に規定する公開買付けに応じて行つた株式」とする。

4 上場会社等が指定期間内に利益をもつてする株式の消却を行つた場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち所得税法第二十五条第二項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により利益の配当の額とみなされる金額(以下この項及び次項において「みなし配当額」という。)については、所得税を課さない。この場合において、当該みなし配当額に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

5 前項の規定により所得税を課さないこととされるみなし配当額の支払については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで、第二百五条及び第二百二十八条第一項の規定は、適用しない。

6 第四項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他第一項及び第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の七を第六十七條の八とし、第六十七條の六の次に次の一条を加える。
(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第六十七條の七 証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を發行した株式会社(以下この条において「上場会社

等」という。)が、指定期間内に利益をもつてする株式の消却を行つた場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち所得税法第二十五条第二項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により利益の配当の額とみなされる金額(以下この項及び次項において「みなし配当額」という。)については、所得税を課さない。この場合において、当該みなし配当額に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

5 前項の規定により所得税を課さないこととされるみなし配当額の支払については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで、第二百五条及び第二百二十八条第一項の規定は、適用しない。

6 第四項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他第一項及び第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の七を第六十七條の八とし、第六十七條の六の次に次の一条を加える。
(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第六十七條の七 証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を發行した株式会社(以下この条において「上場会社

等」という。)が、指定期間内に利益をもつてする株式の消却を行つた場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち所得税法第二十五条第二項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により利益の配当の額とみなされる金額(以下この項及び次項において「みなし配当額」という。)については、所得税を課さない。この場合において、当該みなし配当額に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

等」という。が、租税特別措置法の一部を改正する法律平成七年法律第 号の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行つた場合には、その消却した株式に対応する資本の金額、当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額のうち当該上場会社等の株主である内国法人がその消却の時に對して有する株式で消却されなかつたものに對する部分の金額については、法人税法第二十四条第二項の規定は、当該内国法人が同項の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

2 利益をもつてする株式の消却を行つた上場会社等の株式を有する第二条第一項第二号に規定する外国法人に係る法人税法第四十二条の規定の適用については、同条中の「規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）の規定」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)
第二条 平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第九条の四第一項後段」の下に、「第九条の五第四項後段」を加える。

十一月八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、土地税制に関する請願（第二九四号）（第二九六号）（第二九八号）（第三〇〇号）（第三〇二号）（第三〇四号）（第三〇六号）（第三一〇号）

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願（第三一二号）（第三一四号）（第三一六号）

一、土地税制に関する請願（第三一八号）（第三二〇号）（第三二二号）（第三二四号）

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願（第三三〇号）

一、土地税制に関する請願（第三三四号）

一、消費税見直しに関する請願（第三四四号）

一、土地税制に関する請願（第三四五号）

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願（第三四七号）

一、消費税見直しに関する請願（第三五一号）

一、土地税制に関する請願（第三五三号）（第三五五号）（第三五七号）（第三五九号）（第三六一号）（第三六四号）（第三六六号）（第三七二号）（第三七四号）（第三七七号）（第三七九号）（第三八二号）（第三八九号）（第三九一号）（第三九三号）

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願（第三九七号）

一、土地税制に関する請願（第四〇〇号）（第四〇六号）（第四一四号）（第四二二号）（第四二五号）（第四二七号）（第四三五号）

一、生命保険税制の充実に關する請願（第四四四号）

一、土地税制に関する請願（第四四九号）（第四五二号）

一、消費税見直しに関する請願（第四五三号）

一、土地税制に関する請願（第四五六号）

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願（第四五八号）（第四六二号）

一、土地税制に関する請願（第四六九号）

一、相続税の物納制度の改正に關する請願（第四七四号）

一、土地税制に関する請願（第四七六号）（第四七八号）

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願（第四八二号）

一、土地税制に関する請願（第四八五号）

一、生命保険税制の充実に關する請願（第四九〇号）

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願（第五〇三号）

第二九四号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 新潟県上越市南高田町九ノ四〇
新島 弘毅

紹介議員 真島 一男君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二九六号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市塚口町三ノ三八ノ二
五 今西恭成

紹介議員 石井 一二君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二九八号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 長野市南原町九九ノ一〇 腰原 信重

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三〇〇号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 長野市南原町九九ノ一〇 朝倉 平和

紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三〇二号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 広島市西区己斐中三ノ三六ノ一
七 和田勝

紹介議員 菅川 健二君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三〇四号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願（三通）

請願者 石川県金沢市片町二ノ一〇ノ一
〇 南光裕 外二名

紹介議員 斎掛 哲男君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三〇六号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 愛知県岡崎市元能見町一六〇 丸 尾博

紹介議員 鈴木 政二君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三一〇号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 新潟県村上市南町二ノ六ノ一九
小林健一

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三一二号 平成七年十一月一日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷四ノ八ノ三
四 田中幸江 外百五十四名

紹介議員 武田邦太郎君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第三一四号 平成七年十一月一日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 名古屋市長区大高町上塩田四五ノ
三 徳永節子 外三百四十三名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第三一六号 平成七年十一月一日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 東京都大田区多摩川一ノ一八ノ五 佐々木綾子 外四百七十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第三一八号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 長野市南東町九九九一〇 宮澤明
紹介議員 小山 峰男君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三二〇号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 福島県白河市字本町北裏二八 佐藤武夫
紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三二二号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 福島県郡山市愛宕町三ノ四 伊東弥三郎
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三二四号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 埼玉県新座市東北二ノ三四ノ二
紹介議員 村上 正邦君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三三〇号 平成七年十一月一日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 兵庫県加古川市別府町新野辺北町四ノ九四ノ二 宮本睦男 外四百九十九名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第三三四号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 滋賀県草津市平井一ノ六ノ一八 戸田滋
紹介議員 河本 英典君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三四四号 平成七年十一月一日受理
消費税見直しに関する請願

請願者 東京都練馬区春日町六ノ五ノ一九ノ三〇六 引地右子 外三十名
紹介議員 山口 哲夫君
理由
一、消費税率引上げを中止すること。
二、野菜、魚、肉等の日常的に食する生鮮食料品を非課税にすること。

じ効果を及ぼすが、食料費の非課税である。生鮮食料品(日常的に食する物)を非課税にするよう求める。現行の消費税制度には、検討すべき課題は多々ある。また、金融機関の不良債権に公的資金の導入が取りざたされ、税金による官官接待が紙上をにぎわすなど、税金の使われ方に對し私たちは大きな不信感を持っている。冷戦構造崩壊後も引き続き伸び続ける防衛費を削減して来るべき高齢化社会に備える等、増税に頼らない税金の使い道を検討するよう求める。

第三四五号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 大阪府吹田市佐井寺四ノ一六ノ一
紹介議員 坪井 一字君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三四七号 平成七年十一月一日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 東京都小金井市實井南町四ノ二六ノ一一 若藤好子 外二百三十二名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第三五一号 平成七年十一月一日受理
消費税見直しに関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台五ノ二二ノ一〇 安藤伸枝 外二十四名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第三五三号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 愛知県豊橋市東田町字西郷七ノ二 丸地和夫
紹介議員 大島 慶久君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三五五号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 熊本市新屋敷一ノ一ノ二三 小山幸治
紹介議員 阿曾田 清君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三五七号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 大阪府中央区高津一ノ二ノ一九 北野正二
紹介議員 谷川 秀善君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三五九号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 静岡市登呂一ノ四ノ一一 山岸正明
紹介議員 鈴木 正孝君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三六二号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 宮崎市潮見町二〇ノ一 濱田重孝
紹介議員 上杉 光弘君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三六四号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 岩手県盛岡市材木町九ノ二七 岩館正
紹介議員 椎名 素夫君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三六六号 平成七年十一月一日受理
土地税制に関する請願

請願者 岩手県盛岡市材木町九ノ二七 岩館正
紹介議員 椎名 素夫君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

請願者 埼玉県新座市東北一ノ四ノ九
並木弘昌

紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三七二号 平成七年十一月一日受理

土地税制に関する請願

請願者 茨城県水戸市中央二ノ八ノ八 櫻

井昭雄 外九名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三七四号 平成七年十一月一日受理

土地税制に関する請願

請願者 神戸市東灘区西岡本四ノ八ノ二

四 森下之雄

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三七七号 平成七年十一月一日受理

土地税制に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市緑ヶ丘二ノ一一

高島富男

紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三七九号 平成七年十一月一日受理

土地税制に関する請願

請願者 群馬県高崎市柳川町三五 広田政

道

紹介議員 上野 公成君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三八二号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 宮城県白石市大畑一ノ六六 後藤

正太郎

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三八九号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 福島市渡利八幡一〇六ノ二 藤田

勝太郎

紹介議員 佐藤 静雄君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三九一号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 福井市宝永四ノ四ノ三 松永幹郎

山崎 正昭君

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三九三号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 鹿児島市上之園町二四ノ四 松田

静二

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第三九七号 平成七年十一月二日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 大阪府八尾市旭ヶ丘五ノ八五ノ

一 白井誠一 外四百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四〇〇号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 石川県金沢市光ヶ丘二ノ二五六

菅野敏彦

紹介議員 馳 浩君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四〇六号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 大阪市旭区新森二ノ一六ノ二二

清水明夫

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四一四号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 大分県別府市荘園町六ノ二 安部

朝男 外一名

紹介議員 釘宮 馨君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四二二号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 横浜市旭区白根六ノ二二ノ二二

林宝良忠

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四二五号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 岩手県盛岡市津志田一九ノ三ノ一

〇 吉田和弘

紹介議員 高橋 令則君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四二七号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 三重県津市八町一ノ一 永井新三

紹介議員 平田 耕一君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四三五号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願(二通)

請願者 仙台市太白区西多賀三ノ一三ノ三

三 庄司邦夫 外一名

紹介議員 亀谷 博昭君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四四四号 平成七年十一月二日受理

生命保険税制の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台三ノ二

ノ一一 芦田基之助 外八名

紹介議員 薬科 満治君

高齢社会を迎え、「活力ある豊かな福祉社会」を築くためには、公的保障を基礎としながらも、国民一人一人の自助努力がますます重要となつてい

る。私たちは、二十一世紀の超高齢社会に向け、「政策福祉税制」の柱として、生命保険に対する税

制措置の充実を強く求める。については、次の事項

について実現を図られたい。

一、生命保険料の所得控除限度額を引き上げること。

遺族保障、老後保障、医療保障、介護保障等の総合的な生活保障を自助努力により準備すること

を積極的に支援するため、所得税法及び地方税法上の生命保険料所得控除限度額をそれぞれ

十万円に引き上げること。

二、個人年金保険料の所得控除限度額を引き上げること。

二十一世紀の超高齢社会に備える自助努力に

対する支援の充実を図るため、所得税法及び地方税法上の個人年金保険料所得控除限度額をそ

れぞれ十万円に引き上げること。

第四四九号 平成七年十一月二日受理

土地税制に関する請願

請願者 香川県綾歌郡国分寺町新居一、一

二七ノ一 中西貢

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四五二号 平成七年十一月六日受理

土地税制に関する請願

請願者 静岡市昭府二ノ二〇ノ四三 小柳

哲也

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四五三号 平成七年十一月六日受理

消費税見直しに関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区春日町三ノ四ノ九ノ

四〇三 大島いずみ 外五十四名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第四五六号 平成七年十一月六日受理

土地税制に関する請願

請願者 福井市宝永四ノ四ノ三 藤井貞男

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四五八号 平成七年十一月六日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 東京都昭島市玉川町三ノ二ノ一

村野和子 外二百六十九名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四六二号 平成七年十一月六日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(二通)

請願者 福岡県甘木市大字馬田九四四 原

敏子 外千五百八十七名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四六九号 平成七年十一月六日受理

土地税制に関する請願

請願者 山口県宇部市南小羽山町一ノ一〇

ノ一六 奥本實男

紹介議員 二本 秀夫君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四七四号 平成七年十一月六日受理

相続税の物納制度の改正に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺諏訪森町西三ノ二

〇九 大島泰

紹介議員 片山虎之助君

現行の金納に対する例外としての物納制度に関する相続税法第四十一条を緊急に改正し、相続税の納税者は、いつ、いかなる場合でも物納が選択できるようにするとともに、この改正規定は、現在延納中の相続税の納付から適用することとするよう改められたい。

理 由

相続人が一人であったため相続税の負担は極めて高く、納税申告後も土地需要が大幅に減退して相続土地が売れないこととあいまって、非常な困難に直面している。すなわち、相続税の申告書提出時に、一部は物納とし、ほとんど延納を選択したが、それ以後、土地需要はますます悪くなり、売却できなかった土地も、相続税評価額を割った価額でしか売却できなかった。残余については、買手は現れず、土地の売却による納税は不可能である。よって、物納制度は国の高い評価に対する納税者の自衛上の権利という性格をしんしゃくし、物納の許可主義を廃止し、当初からだれでも、又は延納を選択した納税者でも、選択によって直ちに物納ができるよう法律の改正を求める。

第四七六号 平成七年十一月六日受理

土地税制に関する請願

請願者 愛知県知多市八幡字細見一二四

村瀬實

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四七八号 平成七年十一月六日受理

土地税制に関する請願

請願者 群馬県高崎市通町九三ノ六 金子

好宏

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第五〇三号 平成七年十一月六日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 神奈川県小田原市久野一、一三

九 松浦みつ子 外二百五五名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四八二号 平成七年十一月六日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 兵庫県加古川市尾上町池田八三ノ

三二 松本吉司 外五百九十八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四八五号 平成七年十一月六日受理

土地税制に関する請願

請願者 千葉県佐倉市栄町一九ノ七 塚田

雅二

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四九〇号 平成七年十一月六日受理

生命保険税制の充実に関する請願

請願者 千葉市花見川区幕張町五ノ四一七

ノ二二三 藤張グリーンハイツ五一

八 横山英一 外九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第五〇三号 平成七年十一月六日受理

中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 神奈川県小田原市久野一、一三

九 松浦みつ子 外二百五五名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。